

令和 7 年第 1 回

瑞浪市議会定例会議案

(委員会提案)

令和 7 年 3 月 2 4 日

目 次

発議第 1 号	瑞浪市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1
発議第 2 号	リニア中央新幹線整備事業における環境保全指導を求める 意見書の提出について……………	2

発議第 1 号

瑞浪市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

標記のことについて、次のとおり瑞浪市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 24 日 提出

提出者 議会運営委員会 委員長 渡邊 康弘

瑞浪市議会議長 柴田 増三 様

瑞浪市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

瑞浪市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 12 条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

発議第2号

リニア中央新幹線整備事業における環境保全指導を求める意見書の提出について

標記のことについて、次のとおり瑞浪市議会規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月24日

リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員会
委員長 成瀬 徳 夫

瑞浪市議会議長 柴田 増三 様

リニア中央新幹線整備事業における環境保全指導を求める意見書（案）

リニア中央新幹線の整備事業は、1973年全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画の決定を起点に、国土交通省において調査指示、交通政策審議会への諮問答申を経て、JR東海に営業主及び建設主体の指名、建設の指示を行いJR東海により進められている。三大都市圏やその周辺地域をつなぐ高速かつ安定的な交通インフラとして早期整備を促進すべきとした国策ともいえる事業である。

工事を推進する過程において、本市大湫町ではリニア工事トンネル内への湧水により地下水位が低下し、共同水源である井戸や各家庭の井戸、ため池等が減水、枯渇に見舞われた。さらに、地表面の低下が確認され、場所によっては現在も進行している。地域の特色であった自然資源や地域文化の喪失を危惧しており、地域住民の生活環境に支障をきたす問題も発生している。

瑞浪市議会として、現在、中断している大湫町のトンネル掘削工事については、地域の納得が得られなければ工事は再開できないものとする。そして地域の納得を得るためには、JR東海より地域住民の安全・安心な生活の確保を十分に配慮した対応策を示していただく必要がある。環境影響評価法に基づく手続きが取

られたうえ工事実施計画の認可がされているものの、今後のリニア中央新幹線工事の推進においては、関係省庁及び関係自治体と連携し自然環境や生活環境への影響を最小限に抑えるよう取り組むことが肝要である。

については、国よりＪＲ東海に対し、リニア中央新幹線の整備事業における環境保全に向けた指導が行われることを強く要望する。

記

1. 本市におけるトンネル工事については、ＪＲ東海が地域住民の理解と納得が得られる環境が保全された対応策を示したうえで再開されるよう、技術面など関係省庁より適切な指導をすること。
2. 工事の過程で生活環境に支障をきたした場合、地域住民が安心して生活できるよう関係省庁はＪＲ東海に対して迅速な対応を促し、自然環境や生活環境への影響を最小限に抑えるよう技術面など適切な指導をすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年 月 日

岐阜県瑞浪市議会

(提出先)

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
国土交通大臣	
環境大臣	